

指定訪問リハビリテーション事業運営規程

第 1 条 奄美医療生活協同組合 奄美中央病院が開設する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 要介護状態又は要支援状態にあるもの（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 3 条 1** 病院が実施する指定訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図る。
- 2** 指定訪問リハビリテーションの実施にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3** 指定訪問リハビリテーションの実施にあつては、居宅介護支援事業者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第 4 条 指定訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 奄美医療生活協同組合 奄美中央病院
- (2) 所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 16 番 5 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 医師 1 名
管理者は、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の勤務の指示及びその他の管理および従業員の相談を一元的に行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1 名以上 （常勤、兼務）
- (3) 職務の内容
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5 月 5 日、旧盆送り及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

- (2) 営業時間 月曜日から金曜日:午前8時30分から午後5時00分までとする。
但し、土曜日は午前8時30分から12時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第7条1 指定訪問リハビリテーションは次のとおり。

訪問リハビリテーション

- 2 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本動作能力又は応用動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(指定訪問リハビリテーションの利用料等)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーションが法定代理サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の業務を実施する地域は、奄美市、龍郷町、大和村とする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条1** 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をすものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条1** 提供した指定訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問リハビリテーションに関して、市町村や国民健康保険団体連合会から質問、照会、調査、指導、助言があった場合はそれ等に協力し、指導、助言に基づく必要な報告・改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第12条1** 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービ

スの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対応に関する事項)

第 14 条 事業所は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント対応のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメントに対する基本的な考え方や対応について基本方針を策定する。
- (2) ハラスメントの未然防止及び発生時の対処方法等についてマニュアルを作成し、従業者に対し周知を行う。
- (3) ハラスメントの相談窓口及び担当者を定める。

(その他の運営に関する重要事項)

第 15 条 1 従業者の資質向上を図るために掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関する諸記録を整備し、そのサービスの提供を終了した日から最低 5 年間は保存するものとする。設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は奄美医療生活協同組合奄美中央病院と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(規定の改廃)

第 16 条 この規定の改廃は管理者の責任により管理委員会で確認され決定される。

(附則)

この規定は 2000年4月1日から施行
2006年4月1日一部改定
2007年10月1日一部改定
2011年8月1日一部改定
2011年12月29日一部改定
2017年4月1日一部改定
2018年3月26日一部改定
2019年2月22日一部改訂
2019年8月1日一部改定
2021年4月1日一部改定
2023年4月1日一部改定
2024年6月1日一部改定